

基本計画部会
第 4 ワーキンググループ 報告骨子（修正案）

平成 20 年 7 月 8 日

基本計画部会第 4 W G 事務局

目 次

統計の作成関係

1 行政記録情報の活用	1
(1) 基本的な考え方	1
(2) 取組の方向性	2
(3) 具体的な措置、方策等	2
2 民間事業者の活用の在り方	4
(1) 基本的な考え方	4
(2) 取組の方向性	5
(3) 具体的な措置、方策等	7
3 国民・企業への広報・啓発活動、統計教育の充実	9
【国民・企業への広報・啓発活動の充実】	9
(1) 基本的な考え方	9
(2) 取組の方向性	9
(3) 具体的な措置、方策等	9
【非協力者への対処方針】	10
(1) 基本的な考え方	10
(2) 取組の方向性	10
(3) 具体的な措置、方策等	10
【統計教育の拡充】	11
(1) 基本的な考え方	11
(2) 取組の方向性	11
(3) 具体的な措置、方策等	12

統計の利活用関係

1 オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供	13
(1) 基本的な考え方	13
(2) 取組の方向性	14
(3) 具体的な措置、方策等	15
2 統計データ・アーカイブの整備	16
(1) 基本的な考え方	16
(2) 取組の方向性	17
(3) 具体的な措置、方策等	17
3 政府統計共同利用システムの活用等による府省間でのデータ共有の推進	18
(1) 基本的な考え方	18
(2) 取組の方向性	18
(3) 具体的な措置、方策等	19

統計の作成関係

1 行政記録情報の活用

(1) 基本的な考え方

ア 基本的考え方

近年の統計環境の悪化への対処、統計精度の維持・向上、報告者負担軽減や統計作成の簡素・効率化、行政コスト削減への要請に応える観点から、各府省は、所管統計の作成に当たり、より積極的に行政記録情報等（国の行政機関が保有する各種の行政記録情報や地方公共団体が保有する業務記録。以下「行政記録」という。）を活用。

イ 現状

- ・ 諸外国においては、米国経済センサスの名簿情報、経理事項への活用を始め、統計作成に行政記録が広く活用。
- ・ 我が国では、従来から、調査統計への行政記録の活用の必要性が指摘されてきたが、これまでの行政記録の活用例は、ほとんどが同じ行政機関内であり、他の行政機関保有の行政記録の活用例は、住民基本台帳の住民基本台帳人口移動報告における活用、登記データの民間給与実態統計調査や経済センサス - 基礎調査における母集団情報としての活用、住民基本台帳の国勢調査における欠測値の補完情報としての活用など極めて少数。
- ・ 行政記録の電子化が進み、これらを統計作成に容易に活用できる状況が整ってきたことから、行政記録の統計作成への活用が幅広く可能。
- ・ このような背景の下、統計法（平成 19 年法律第 53 号）では、新たに、統計作成機関（以下「作成機関」という。）は行政記録の保有機関（以下「保有機関」という。）に対し、提供等の協力を要請できる旨（同法第 29 条、第 30 条）協力要請が不調の場合に、総務大臣は保有機関に提供や協力を要請できる旨（同法第 31 条第 1 項）を規定。

【注：統計法の関連規定】

（協力の要請）

第二十九条 行政機関の長は、他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、その提供を求めることができる。この場合において、行政記録情報の提供を求める行政機関の長は、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、利用目的その他の政令で定める事項を明示しなければならない。

第三十条 行政機関の長は、前条に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の関係者に対し、協力を求めることができる。

第三十一条 総務大臣は、基幹統計の作成のため必要があると認めるときは、当該基幹統計を作成する行政機関以外の行政機関の長その他の関係者に対し、当該基幹統計を作成

- する行政機関の長への必要な資料の提供その他の協力を行うよう求めることができる。
- 2 総務大臣は、前項の規定による求めを行おうとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。

ウ 積極的な行政記録の活用の必要性

近年、統計調査における国民や企業の協力意識の低下、調査実施環境の悪化等から、統計の精度を維持、向上や統計作成の簡素、効率化を図ることがより一層重要となっており、統計法で保有機関に対し提供要請ができる制度が整えられたことから、作成機関は所管統計にどのような行政記録が活用できるか積極的に調査し、提供要請をしていくことが必要。

エ 行政記録の活用における課題

- ・いくつかの保有機関では、収集情報を本来の収集目的以外に利用させることに国民、企業の理解が得られず収集業務に支障が生じると危惧。
- ・保有機関の危惧解消のため、行政記録を統計作成に活用することの有用性、安全性を国民や企業に理解してもらうよう努力することが重要。

(2) 取組の方向性

- ・作成機関は活用できる行政記録を調査し、統計法の行政記録の提供要請の制度を積極的に活用すべき。
- ・本ワーキンググループ（以下「WG」という。）において、統計作成に有用とされた行政記録は活用に向け具体的作業を実施すべき。
- ・行政記録を統計作成に活用することに関し国民等の理解を得るための具体的方策を検討すべき。

(3) 具体的な措置、方策等

ア WGにおいて統計作成に有用とされた行政記録の活用 【P】

経済センサスへの労災保険情報及び雇用保険情報の活用

住民基本台帳情報を活用した住民基本台帳人口移動報告の集計の詳細化

法人企業統計調査への有価証券報告書情報の活用

オーダーメイド集計の形態による国税情報の活用

イ 統計委員会答申で指摘された行政記録の活用の検討 【P】

漁業センサスへの漁船登録データ、法人土地基本調査への固定資産課税台帳、医療施設調査への医療機能情報など統計委員会答申で指摘された行政記録については答申に基づき活用を積極的に検討。

ウ 行政記録の調査の原則化

- ・平成 21 年度以降、各府省（統計作成部局）は、統計の整備に活用できる行政記録をあらかじめ調べることを原則化。
- ・総務大臣による統計調査の審査及び統計委員会の各部会における基幹統計調査の審議の際に事前調査状況を確認。

エ 行政記録の保有機関における集計の活用

行政記録の提供が困難な場合の措置として、各府省（統計作成部局）から保有機関に対し、オーダーメイド集計の形態による集計を依頼。

オ 行政記録の活用に関する環境整備

総務省（政策統括官）は、各府省の協力を得て、行政記録の活用について国民や企業の理解の下に個別行政の適切な遂行が確保されるための具体的な方策及び行政記録を直接あるいは補助情報として活用できるかを実証的に検証する枠組みを検討する会議を設置し、平成○年度末を目途に結論を得る。

2 民間事業者の活用の在り方

(1) 基本的な考え方

ア 基本的な考え方（活用の目的等）

- ・統計調査業務の効率的な実施のため、統計の品質の維持・向上、報告者の秘密保護及び適正な業務遂行を確保しつつ、民間事業者の履行能力等を踏まえて、民間事業者を効果的に活用。
- ・民間事業者の活用は、活用それ自体を目的とするものではなく、厳しい財政事情の下で新たな統計ニーズに対応するための一つの方策として、統計調査業務に民間事業者の創意工夫等を取り入れることによる当該業務の減量・効率化やコスト削減等（以下「効率化等」という。）を実現するためのもの。
- ・本報告では、公的統計の作成の最終的な責任は国が負う必要があり、そのため、統計調査業務のうち企画立案業務等中核的な業務は国が担い、それ以外の業務で民間事業者の活用を図る、との考え方に立ち、「民間事業者の活用」との表現を使用。
- ・活用に当たっては、統計の品質の維持・向上、報告者の秘密保護及び適正な業務遂行が前提。統計の品質は、統計の作成プロセスの適正さとその厳守及び報告者の秘密保護により確保されるもの。秘密保護には実質的な保護のみならず、調査に対する報告者の信頼感の確保も含意。

イ 現状

- ・従来、関係府省は、国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画（平成 11 年）統計調査の民間委託に係るガイドライン（平成 17 年）等に基づき、統計調査業務において民間事業者を活用。これに加え、近年では、規制改革・民間開放推進 3 か年計画（再改定）（平成 18 年）等に基づき、指定統計調査の実査業務においても民間事業者を活用。
- ・昨年 5 月に成立した新統計法では、民間事業者の活用における報告者の信頼確保の観点から、受託事業者に対して行政機関に準ずる情報の適正管理義務（第 39 条）や守秘義務（第 41 条）に関する規定を創設。
- ・一方、現時点の民間事業者における統計調査業務の履行能力は、「調査員による実査」業務の場合、確保可能な調査員は大手事業者でも 1 社当たり 1,000 人程度であり、かつ地域的に偏在、調査員調査の回収率は 50% 台後半から 60% 台後半等の状況。
- ・このほか、民間事業者の活用については、活用が適当な業務分野の明確化、統計の品質に関する目標の設定、受託業務の実施に係る官と民の連携方策、受託業務の採算性等が課題。

【注：統計法の関連規定】

(調査票情報等の適正な管理)

第三十九条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

一 行政機関の長 当該行政機関の行った統計調査に係る調査票情報、第二十七条第一項の規定により利用する基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報、事業者母集団データベースに記録されている情報(以下略)

(第二号、第三号略)

二 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

(守秘義務)

第四十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

一 第三十九条第一項第一号に定める情報の取扱いに従事する行政機関の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務

(第二号、第三号略)

四 行政機関、地方公共団体又は届出独立行政法人等から前三号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

(第五号、第六号略)

ウ 民間事業者の活用推進のための方策の必要性

統計調査業務の効率化等の観点から民間事業者の活用が重要であり、その推進のため、活用の前提、民間事業者の履行能力の現状、活用に係る各種課題を踏まえ、以下の方策を実施することが必要。

民間事業者がノウハウ等を持つ業務分野での積極的な活用

民間事業者をより適正かつ効果的に活用するための環境整備

民間事業者の活用方法の不断の見直し・改善

(2) 取組の方向性

ア 民間事業者がノウハウ等を持つ業務分野での積極的な活用等

- ・「郵送による実査」業務、「照会対応」業務等は、民間事業者に優れたノウハウやリソースがある場合も多いため、活用による効率化等が見込める場合、積極的に民間事業者を活用。
- ・なお、「調査員による実査」業務は、現時点の民間事業者の履行能力を勘案すると、能力・経験を有する調査員を十分に確保できない等の恐れがあるため、民間事業者の活用の可能性を十分に検討。
- ・特に、以下の調査は、調査結果の精度が低下した場合、国の統計全体の精度や国政の運営に大きな悪影響が生じる可能性があるため、慎重かつ十分に検討。

国の統計調査の母集団フレームを提供することを目的とした調査
(国勢調査、経済センサス)

一定の行政分野又は生活分野における国の統計調査(標本調査)の母集団フレームを提供することを目的とした調査(商業統計調査、農林業センサス、国民生活基礎調査等)

閣議に報告されるなど調査結果が政府の経済財政運営の重要な基礎資料として利用されている調査（労働力調査、小売物価統計調査、家計調査等）

イ 民間事業者をより適正かつ効果的に活用するための環境整備

(ア) 統計の品質の維持・向上等の確保措置

統計の品質に関する目標の設定及び明示

実査業務において活用する場合、コスト優先になり統計の品質が損なわれないよう、品質に関して最終目標となる「回収率」に加えて「記入率」等客観的かつ定量的な指標を設定・明示。

統計調査の実施プロセスの管理

実査業務、審査業務等において活用する場合、統計の品質の維持・向上の観点から国と受託事業者との間で密接な連携が図られるよう、適切な管理指標を設定し、受託事業者の受託経験等に応じて、事業者に対し督促強化等の助言・指導等を実施。

国民・企業への広報・啓発活動の充実

実査業務や審査業務において活用する場合、統計調査への報告者の信頼感のより一層の確保のため、秘密保護措置の詳細をインターネットのホームページ等で明示する等国民・企業への広報・啓発活動を充実。

(イ) 民間事業者のより効果的な活用のための措置

前回調査等の実施状況に関する情報の募集要領への反映

統計調査業務の受託経験のある事業者と新たな入札参入事業者との間の競争環境を確保するため、事業完了報告書（後述 参照）等に基づき、前回調査等の実施状況に関する情報（経費、人員、使用施設等）を可能な限り募集要領に反映。

関連性のある業務や調査横断的な共通業務の一括委託

民間事業者による創意工夫や効率化等の効果が十分発現されるよう、可能な限り、統計調査業務のうち関連性のある業務や調査横断的な共通業務を一括して委託。

委託契約の長期化

国庫債務負担行為の活用による複数年契約は、民間事業者が経験・ノウハウの蓄積により効率化等を図る上で効果的であるため、当該契約方式が可能な業務については、委託契約の長期化を積極的に検討。

受託事業者への事業完了報告書の作成の明示等

前回調査の受託事業者が保有する調査の実施状況に関する情報やリスク情報（非協力者の多い地域等）が、次の調査の受託事業者にお

ける創意工夫等に活用されるよう、受託事業者に対し、これらの情報を含む事業完了報告書の作成及び国への提出を契約書等で明示し、当該報告書を次の調査の受託事業者に提供。

ウ 民間事業者の活用方法に関する不断の見直し・改善

(ア) 統計の品質に係る指標等に関する検討

統計の品質に係る指標や統計調査の実施プロセスの管理方法について関係府省間で検討。

(イ) 民間事業者の履行能力の継続的な実態把握

民間事業者の履行能力は、今後、受託経験の蓄積等により向上する可能性があり、これを踏まえた活用が効果的であるため、継続的に当該能力の実態把握を行うとともに、把握結果を関係府省間で共有化。

(ウ) 民間事業者の活用効果の検証

民間事業者の活用効果(品質に関する目標の達成状況、未達成の場合の原因、創意工夫の効果等)に関する十分な検証を行い、その結果を新たな活用の際に反映するとともに、検証結果を関係府省間で共有化。

(3) 具体的な措置、方策等

ア 民間事業者がノウハウ等を持つ業務分野での積極的な活用等

関係府省は、統計の品質の維持・向上、報告者の秘密保護及び適正な業務遂行を前提としつつ、民間事業者の活用を推進。特に、「郵送による実査」業務、「照会対応」業務等民間事業者のノウハウやリソースが活用できる業務については、積極的に民間事業者を活用。

なお、国の統計調査の母集団フレームの提供を目的とした調査や調査結果が政府の経済財政運営の重要な基礎資料として利用されている調査は、調査結果の精度が低下した場合、国の統計全体の精度や国政の運営に大きな悪影響が生じる可能性があるため、これらの調査に係る「調査員による実査」業務での活用については、民間事業者の履行能力の現状等を踏まえ、所管府省において、その可能性を慎重かつ十分に検討。

イ 民間事業者をより適正かつ効果的に活用するための環境整備

総務省（政策統括官）は、関係府省と連携し、平成 年度末までに「統計調査の民間委託に係るガイドライン」を改定し、統計調査の実施プロセスの管理、受託事業者への事業完了報告書の作成の明示等の措置を反映。

ウ 民間事業者の活用に関する不断の見直し・改善

統計の品質に係る指標等に関する検討

関係府省は、平成 年度に統計の品質に係る指標及び統計調査の実

施プロセスの管理方法についての検討の場を設置。

民間事業者の履行能力の実態把握及び活用効果の検証等

関係府省は、統計調査業務に係る民間事業者の団体との意見交換等を通じた民間事業者の履行能力の実態把握及び民間事業者の活用効果の検証等を行うとともに、平成 年度にこれらの情報の共有化を図るための場を設置し、毎年開催。

3 国民・企業への広報・啓発活動、統計教育の充実

【国民・企業への広報・啓発活動の充実】

(1) 基本的な考え方

ア 基本的考え方

統計調査への協力が得にくい状況に適切に対処するための普及啓発活動の推進方策を策定。

イ 現状

従来、次のような活動を実施。

- ・ 統計一般の重要性・有用性に関する広報活動として、「統計の日」を中心に全国統計大会、統計グラフ全国コンクール、官庁統計シンポジウム、統計データ・グラフフェアの開催、ポスターの作成。
- ・ 個別の統計調査の実施時における広報として、リーフレット、パンフレット等の作成、説明会の開催、調査内容のホームページへの掲載。
- ・ 調査結果の広報として、報告者への調査結果の配布、調査結果のホームページや広報誌への掲載。

ウ 統計調査への協力を促進する観点からの広報等の充実の必要性

調査客体の個人情報保護意識や事業活動上の情報管理意識の高まりに伴い調査への協力が得にくい状況が拡大。これに適切に対処するための普及啓発活動の推進方策の策定が必要。

(2) 取組の方向性

- ・ 協力した統計調査結果を使うことの有用性がはっきりするような広報を検討。
- ・ 協力した統計調査の結果がホームページから利用できるような仕組み(子供用のページや統計の窓口)を拡充。(この場合、当該統計を利用するときの注意点、調査票の様式や調査対象の数等基本的な情報を掲載。)

(3) 具体的な措置、方策等

- ・ 総務省(政策統括官)は、各府省の協力を得て、各府省のホームページにおいて、所管の各統計調査結果を利用することの具体的な有用性(国民生活等にどのように役立っているか)を広報するとともに、調査結果をより分かりやすく、使いやすい形態で掲載するための具体的方策を平成年度までに策定。
- ・ 各府省は、上記の具体的方策に基づいて、ホームページの掲載内容を改善。

【非協力者への対処方針】

(1) 基本的な考え方

ア 基本的考え方

近年の統計調査への非協力者の増加傾向を踏まえ、統計調査への非協力者に対するより積極的な対応方策を検討。

イ 現状

- ・統計法では、基幹統計調査について報告義務を規定（第13条）し、報告義務違反について罰則を規定（第61条）。
- ・調査客体の個人情報保護意識や事業活動上の情報管理意識の高まりに伴い調査への非協力の事案が増加してきたため、実査部門から、悪質な事案に対し罰則の厳格適用等、有効な対処方法を求める要望が増加。

【注：統計法の関連規定】

（報告義務）

第十三条 行政機関の長は、第九条第一項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

- 2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。
- 3 第一項の規定により報告を求められた者が、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者

ウ 非協力者への積極的な対応の必要性

統計調査への非協力者の増加に適切に対処するため、非協力者へのより積極的な対処方策の検討が必要。

(2) 取組の方向性

次のような各種の意見があることに留意しつつ、統計調査への非協力者に対する具体的な対処方策を検討。

- ・多数の調査拒否は社会的な損失であることの啓発活動が必要。
- ・悪質なケースに対しては、警告等十分な手順を踏んだ上で、罰則適用も検討すべき。
- ・非協力も調査項目が多すぎて回答できない等様々なケースがあり、罰則適用で反発を受ける恐れもあることに留意すべき。
- ・罰則適用に伴い虚偽回答や調査拒否の誘発などの悪影響もあり得ることに留意すべき。

(3) 具体的な措置、方策等

- ・総務省（政策統括官）は、各府省の協力を得て、調査への非協力者に対

- ・ する具体的な対処方策を平成 年度までに策定。
- ・ 各府省は、上記の具体的な対処方策に基づいて、所管の統計調査における非協力者に対処。

【統計教育の拡充】

(1) 基本的な考え方

ア 基本的考え方

初等教育段階から、統計の具体的な有用性や統計調査への協力の重要性を学習するための教材を適切に提供。

イ 現状

- ・ 平成 20 年 3 月に小学校及び中学校の学習指導要領が改訂され、小学校の算数では、現行学習指導要領で 3 年生からであった、図、表、グラフを扱う領域が 1 年生から引き続き繰り返し学習するように変更。中学校の数学では、新たに「資料の活用」領域が設置され、各学年で統計と確率の学習時間を確保するなど拡充。
また、中学校の社会科の学習指導要領では、従来から、「指導計画の作成と内容の取り扱い」において、統計その他の資料に平素から親しみ活用することを取り入れるよう記載。
- ・ 諸外国では、用意された意味のない数値だけのデータで計算の練習を行う統計教育から、計算はコンピュータに任せ、むしろ現実の様々なデータに実際に触れさせ、何がしかの発見を経験させることを重視した統計教育に移行しつつあり、データの作成やデータの共有化の仕組み作りを組織的に実施。
- ・ 総務省（政策統括官）では、統計教育を実践する教員への研修を実施するとともに、統計教育教材の提供等の支援を実施。

ウ 調査への協力の重要性を理解するための統計教育充実の必要性

- ・ 近年、調査への協力が得られない状況が急速に拡大する中で、初等教育段階から、統計が具体的に行政の政策や民間の意思決定にどのように役立っているかといった有用性やその前提としての統計調査への協力の重要性を十分に学習しておくことが必要。
- ・ また、教員が上記学習を実施するに当たって利用できる教材を適切に提供することが必要。

(2) 取組の方向性

- ・ 統計教育を実践する教員への研修を拡充。

- ・ 教員が、統計学習において利用できる教材を各府省から提供。
- ・ 提供する教材の在り方の検討に当たって、次の点に留意。
 - 統計教育では、「事実に基づいて意思決定できるから統計には価値がある」ことを示し、統計が社会の意思決定にどのように生かされているか理解させ、統計を利用して意思決定することを教えることが重要。
 - 企業では、品質管理の分野が非常に進んでおり、データを使って実際の問題解決を図ることが頻繁に行われていること。
- ・ 教材の在り方の検討に当たっては、関係学会等と連携。

(3) 具体的な措置、方策等

- ・ 総務省は、関係府省の協力を得て、統計研修所における研修への受け入れを含め、教員に対する統計教育を拡充。
- ・ 総務省（政策統括官）は、各府省の協力を得て、各府省のホームページにおいて、所管の各統計調査結果を、教員が児童・生徒に教える際に使用する教材として提供するにあたり、その具体的な有用性（国民生活等にどのように役立っているか）が分かり易く、児童・生徒が関心を持つ、使いやすい教材として掲載するための具体的方策を平成 年度までに策定。
- ・ 各府省は、上記の具体的方策に基づいて、ホームページの掲載内容を改善。

統計の利活用関係

1 オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供

(1) 基本的な考え方

ア 基本的考え方

新統計法の全部施行に伴って、各府省は、府省間の整合性を確保しながら、委託による統計の作成等（以下「オーダーメイド集計」という。）匿名データの作成・提供に係る事務処理を行政活動の一環として適切に実施。

イ 現状

- ・ 諸外国では、従来から、オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供（以下「二次利用」という。）に関する制度を整備し、広く利用。
- ・ 我が国では、調査実施者以外の行政機関が行政上の必要から本来の集計とは別の集計等を行う必要がある場合に、例外的な措置として、指定統計の調査票の目的外使用という形で利用。
- ・ 統計法の全部改正により、委託による統計の作成等（オーダーメイド集計）（第34条）及び匿名データの作成（第35条）・提供（第36条）を規定し、二次利用の制度を新設。

【注：統計法の関連規定】

（委託による統計の作成等）

第三十四条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等を行うことができる。

（匿名データの作成）

第三十五条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる。

2 行政機関の長は、前項の規定により基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かななければならない。

（匿名データの提供）

第三十六条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、前条第一項の規定により作成した匿名データを提供することができる。

ウ ガイドライン整備とそれに基づく事務処理の必要性

各府省が府省間の整合性を確保しながら、二次利用に係る事務処理を適切に実施するためには、二次利用に関する制度について、利用を認める目的の範囲、利用申出手続事項、利用を認めるかどうかの審査の内容や方法等に関する各府省共通の運用手続きや秘匿処理の方法等技術的な対処方法に関するガイドラインを整備し、各府省はガイドラインに基づき必要な事務処理を実施することが必要。

エ 利用可能な統計調査等の周知の必要性

本制度が目的に沿って適切に運用され、利用が促進されるためには、利

用可能な統計調査とサービス（オーダーメイド集計や匿名データの提供）が周知される仕組みを整備することが必要。

オ 制度の円滑な運用のための方策の必要性

二次利用は新設の制度であるため、制度の準備段階では具体的なニーズが明確ではないことから、各府省では十分な人的及び予算的資源を確保することは困難。このような状況の下で、各府省において本制度の運用が円滑に開始されるための方策を検討しておくことが必要。

カ 制度に係る事務処理の受託機関の必要性

二次利用では、ある程度専門技術的な対応が必要であることから、必要な人的資源を確保できない府省が出てくる可能性があるが、その場合でも適切に対応できるようにするため、当該府省が本制度に係る事務処理を委託できるようにしておくことが必要。

【注：統計法の関連規定】

（事務の委託）

第三十七条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報に関し第三十四条又は前条の規定に基づき行う事務の全部を委託するときは、その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定める独立行政法人等に委託しなければならない。

(2) 取組の方向性

ア ガイドラインに基づく事務処理の実施

- ・ 今後、「二次利用促進に関する研究会」及び本 WG の検討結果を踏まえ、関係府省の統計部局で構成する「統計データ利用促進ワーキンググループ」において、同制度に係る事務処理を明確化し、統一化を図ることによって、各府省における当該事務処理が円滑に遂行するためのガイドラインが平成 20 年秋頃を目途に策定される予定。
- ・ 各府省は、ガイドラインに基づき関係事務を実施。

イ 利用可能な統計調査やサービスの周知

本制度の利用を検討している者が、どのような統計調査に関するサービスを受けることができるかを容易に知り得るよう、各府省は、毎年度、計画を公表。

ウ 制度の着実かつ円滑な運用のための方策

各府省は、二次利用の対象とする統計調査や提供するサービスを選択し、リソースを集中投入することで提供できる水準のサービスを確保。その後、ニーズの拡大状況を踏まえ、対象の統計調査やサービスを拡大するとともに、将来の二次利用の在り方について検討。

エ 制度に係る事務処理の受託機関

各府省が、二次利用に係る事務の全部を委託できる受け皿となる機関を確保。

(3) 具体的な措置、方策等

ア ガイドラインに基づく事務処理の実施

各府省は、「委託による統計の作成等に係るガイドライン」(仮称)及び「匿名データの作成・提供に係るガイドライン」(仮称)に基づき、二次利用に係る事務処理を適切に実施。

イ 利用可能な統計調査やサービスの周知

- ・各府省は、毎年度当初に、当該年度に二次利用の対象とする統計調査や提供サービスに関して、統計調査名、提供するサービスの内容、申出受付期間、提供予定時期等の計画をインターネット等で公表。
- ・総務省(政策統括官)は、各府省の年度計画を取りまとめ、各府省における前年度の実績とともに、統計法第55条に基づき法の実施状況に含めて統計委員会に報告。

ウ 制度の円滑な運用

- ・各府省は、基幹統計調査の中から対象とする統計調査や提供するサービスを選択することで提供できるサービスを確保し、統計法が全面施行される平成21年度から、二次利用に係る事務処理を開始
- ・平成22年度以降、利用ニーズやリソースの拡大状況を踏まえ、順次、対象の統計調査やサービスを拡大するとともに、将来の二次利用の在り方について、統計データ・アーカイブやオンサイト利用と併せ検討。
- ・各府省は、毎年度、二次利用のニーズに適切に対応するための人的、予算的なリソースの確保に努力。

エ 制度に係る事務処理の委託

- ・各府省は、自らオーダーメイド集計や匿名データの提供を行うことが困難な統計調査やサービスがある場合、政令で定める独立行政法人等に必要な事務処理を委託。
- ・各府省が当該委託を行い得るよう、総務省は、平成 年度の早期に統計法37条に規定された独立行政法人等を確保するよう努力。

2 統計データ・アーカイブの整備

(1) 基本的な考え方

ア 基本的考え方

各府省の実施した統計調査の結果として収集された調査票情報のデータを効率的、効果的に活用できるようにするための仕組みとして、統計データ・アーカイブを整備。

イ 現状

- ・ 諸外国では、従来から、匿名データを蓄積した統計データ・アーカイブを整備し、広く利用。
- ・ 我が国では、統計調査の結果として収集された調査票情報を各府省がそれぞれの判断基準に基づき保管、管理。しかし、統計データ・アーカイブを前提に保存していないため、処理プログラムも様々で陳腐化しており、データを常に読み出せる状況ではなく、遑って実際に利用できるものは極めて限定的。

ウ 統計データ・アーカイブ整備の必要性

政策決定や民間における意思決定に必要な社会・経済分野における研究分析の充実強化を図る観点から、公的統計の系列的なデータを統計データ・アーカイブとして保存し、必要に応じて利用できるような仕組みを整備することが必要。

エ 統計データ・アーカイブ整備の在り方検討の必要性

- ・ 府省ごとに設置すべきか、対象とするデータは、重要な統計に限定すべきか検討することが必要。
- ・ 学会や大学等との連携方法を検討することが必要。

オ 調査票データの保存の在り方検討の必要性

現在、各府省における指定統計調査の調査票情報等の保存は、以下のよう望ましい状況ではないことから、早急な対処措置が必要。

- ・ 昭和 50 年代以前の磁気媒体のデータが十分に保存されていない状況。
- ・ 我が国の統計データの保存期限は、各府省によって異なることから、将来統計データ・アーカイブが構築できても、場合によっては入力すべきデータが廃棄されている恐れ。
- ・ データが劣化して使用できない状況とならないよう、定期的なアクセスモニタリングや適切な保管場所での保管・管理が必要。

(2) 取組の方向性

ア 統計データ・アーカイブの整備

- ・ 基本的には1つの機関に集約し、各府省の重要な統計を蓄積。
- ・ 関係学会の協力を得て、統計データ・アーカイブについて検討するとともに、官と学が協力して、例えば共同プロジェクトを立ち上げて整備。

イ 調査票データの保存方法

- ・ 政府全体としての統一的な保管・管理の基準やガイドラインを策定。

(3) 具体的な措置、方策等

ア 統計データ・アーカイブの整備

- ・ 総務省（政策統括官）は、統計データ・アーカイブの整備に向けた検討を実施するため、各府省や有識者等の協力を得て、統計データ・アーカイブ整備検討会議（仮称）を設置し、その整備・運用方法、保有すべき機能、対象データの範囲・保存方法を平成 年度までに検討し、成案を策定。
- ・ 政府は、統計データ・アーカイブの整備について、総合科学技術会議、関係学会等に対し協力を要請。

イ 調査票データの保存方法

- ・ 総務省（政策統括官）は、上記の検討会議において、各府省の統計データの適切な保管・管理を図るため、各府省の基幹統計調査に係る調査票データ、調査概要書類、符号表等の保管・管理に関する統一的な基準等を検討し、ガイドラインを平成 年度に策定。
- ・ 各府省は、上記ガイドラインに基づき、所管の基幹統計調査に係る調査票データ、調査概要書類、符号表等を適切に保管・管理。

3 政府統計共同利用システムの活用等による府省間でのデータ共有の推進

(1) 基本的な考え方

ア 基本的考え方

各府省間でのデータ共有は、統計調査データ等の効率的な作成や国民に有用なデータのタイムリーな提供、調査負担の軽減等を図る上で重要。その取り組みの一環として、統計調査等業務の業務・システム最適化計画（以下「最適化計画」という。）に基づく各府省の各種の取り組みや政府統計共同利用システム（以下「共同利用システム」という。）の活用を積極的に推進。

イ 現状

- ・電子政府構築計画（平成15年7月）に基づく府省共通業務の改革の1つとして、平成18年3月に最適化計画を決定。
- ・上記最適化計画には、事業所等の母集団情報の整備、調査項目の標準化、個票データ記法等の標準化、統計情報の電子的提供（各府省の統計表のデータベース機能の構築・提供）、各府省ホームページのコンテンツ等の共有化など、府省間のデータ共有やこれに基づくデータ提供を推進する上で有用な取り組み方策を掲載。
- ・上記最適化計画に基づき、各府省が区々に開発・運用していた統計関係の情報システムを集約し、各府省共同利用型のシステムとして、共同利用システムを整備し、平成20年度から本格運用を開始。

(2) 取組の方向性

ア 最適化計画に基づく取り組みの推進

- ・共同利用システムの運用開始を含め、最適化計画に基づく各種の取り組みは、平成20年度以降本格化することから、まず、府省間のデータ共有に役立つ最適化計画に基づく取り組みを積極的に推進し、取り組みの効果を発揮することが重要。

イ 最適化計画に基づくフォローアップの実施と共同利用システムの課題把握

- ・最適化計画に基づく毎年度のフォローアップを着実に実施することにより、取り組み内容の評価、改善を推進。
- ・共同利用システムに関する利用実績や要望の把握等を通じて課題等を的確に把握。

(3) 具体的な措置、方策等

- ・ 総務省及び各府省は、最適化計画に基づき、毎年度、データ共有の推進に貢献する各種の取り組みを積極的に推進するとともに、その取り組みのフォローアップを通じて、最適化計画や共同利用システムに関する課題を的確に把握し、適切に対処。

基本計画部会
第4ワーキンググループ 報告書
(資料編)

平成20年7月

目 次

資料1 基本計画部会第4ワーキンググループ 構成員名簿……………

資料2 基本計画部会第4ワーキンググループ会合 開催実績……………

行政記録情報の活用

資料3 - 1 諸外国における行政記録の活用例【第2回会合】……………

資料3 - 2 諸外国における個別法での統計への活用に関する規定の例【第2回会合】……………

資料3 - 3 米国経済センサスにおける行政記録情報の活用の状況【第2回会合】……………

資料3 - 4 既に統計作成に行政記録情報を活用している例（一覧表）、
今後、統計作成に行政記録情報の活用が期待できる例（一覧表）【第5回会合】……………

資料3 - 5 既に統計作成に行政記録情報を活用している例と閲覧、守秘義務等の規定との関係、
今後、統計作成に行政記録情報の活用が期待できる例と閲覧、守秘義務等の規定との関係【第5回会合】……………

資料3 - 6 諸外国の個別統計における行政記録の活用事例(未定稿)【第5回会合】……………

民間事業者の活用の在り方

資料4 - 1 海外における政府統計調査の民間委託の状況（未定稿）【第3回会合】……………

資料4 - 2 指定統計調査における調査方法等別の民間事業者の活用状況【第7回会合】……………

広報・啓発、統計教育の拡充

資料5 - 1 統計調査への協力を確保するための普及・広報活動実績【第8回会合】……………

資料5 - 2 統計教育等の概要（抜粋）【第8回会合】……………

オーダーメイド集計・匿名データの作成・提供

資料6 - 1 諸外国における匿名データ等の利用の状況について【第1回会合】……………

資料6 - 2 諸外国の統計データの二次的利用の状況【第4回会合】……………

資料6 - 3 統計データの二次利用の運用に向けた各省の取組状況【第8回会合】……………

統計データ・アーカイブの整備

資料7 指定統計調査の調査票情報等の保存状況【第6回会合】……………